

豊丘村行政改革大綱に基づく  
実施計画  
【令和3年度評価版】  
【令和3年11月時点修正版】

策 定：平成8年6月  
第1次改定：平成11年3月  
第2次改定：平成16年8月  
第3次改定：平成21年9月  
第4次改定：平成26年11月  
第5次改定：令和元年11月

豊 丘 村

## I 改定の趣旨

### 1 目的

本村では平成8年度に「豊丘村行政改革大綱」を策定し、平成26年度まで4次にわたる改定を行い、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の確立に向けた改革を進めてきたところである。しかし、人口減少、少子高齢化の進行などにより社会経済情勢が大きく変化し、行政に対するニーズが複雑・多様化する中、村として対応すべき行政課題は山積している。また、2027年に予定されているリニア中央新幹線の開業を見据え、各種施策への取組みも急務となっている。

国・地方を通じた厳しい財政状況下において、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、行財政の質と効率をより一層高める必要があることから、「豊丘村行政改革大綱」の第5次改定を行い、さらなる行政改革を推進する。

### 2 取組期間

令和元年度～令和5年度

## II 基本理念

改定した大綱に基づく改革は、次に掲げる基本理念のもとに、職員の不断の努力と村民の理解の中で継続的に取り組んでいく。

- 1 簡素化、効率化、重点化の推進
- 2 行政サービスの向上
- 3 多様化・複雑化する行政需要への対応
- 4 持続可能な財政基盤の確立
- 5 村民との協働と地域連携の推進

## III 具体的方策

### 1 事務事業の見直し

#### (1) 行政評価システムの活用

村の行う全ての事務事業について、毎年度実施する「行政評価」の中で、行政の担うべき責任の領域、関与の必要性、また受益と負担の関係を考慮する中で、旧慣・旧習にとらわれず見直しを行う。

見直しの中で、行政の行う必要性が薄く民間に委ねることが適切と判断される事業、所期の目的が達成あるいは一定の水準に達したと判断される事業、社会情勢の変化等により存在意義が薄れた事業、また緊急性や事業効果の乏しい事業については廃止もしくは縮小する。

#### (2) PDCAサイクルの実施

行事やイベント等の実施に当たっては、漫然と前年度を踏襲して実施するのではなく、毎年度反省を行い、PDCAサイクル(Plan→Do→Check→Action)により翌年度に反

省を生かすよう努める。

### (3) 事業のスクラップ&ビルド

新規事業の実施や既存事業の拡大を行う場合は、スクラップ&ビルドを徹底し、将来的な財政負担や事業実施の人員体制を考慮し、類似事業の廃止・縮小を検討する。

### (4) 民間委託の推進

業務の性格、経費、村民の利便性を考慮し、企業や団体等の民間が有するノウハウや機動性が期待できる業務について、民間委託（アウトソーシング）を積極的に推進する。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<b>【全庁】</b> 村内で活動するNPO法人等と協力し、活力ある村づくりを推進する。	地域総合型スポーツクラブなど、連携を取りながら各種事業に取り組んでいるが、範囲は限定的。	地域総合型スポーツクラブなど、連携を取りながら各種事業に取り組んでいる。今後は、観光、関係人口の創出等新たな分野における連携を推進していく。
<b>【全庁】</b> 下伊那北部総合事務組合における5町村での共同処理、民間委託できる事務の洗い出し作業を進める。	水道水の水質検査の共同委託による発注、結婚相談所に留まっている。	水道水の水質検査の共同委託による発注、ワーキングを開催し更なる共同発注について検討を行う。
<b>【健康福祉課】</b> 地域での日常生活支援体制構築のため、豊丘村社会福祉協議会の活動を積極的に支援する。	豊丘村社会福祉協議会 地域福祉課に有償生活支援サービス「豊丘おてこ隊」の事務局を委託し、村（健康福祉課）と協議しながら事業を進めている。社会福祉協議会が担当することで、細かなニーズに沿った支援体制の構築が可能となった。	豊丘村社会福祉協議会 地域福祉課に有償生活支援サービス「豊丘おてこ隊」の事務局を委託し、村（健康福祉課）と協議しながら事業を進めている。社会福祉協議会が担当することで、細かなニーズに対応できる体制構築とともに、登録会員や事業内容の定期的な見直し等を行っている。

### (5) 補助金等の適正化

各種補助金については、需要、効果、他自治体とのバランス等を考慮して毎年度見直しを行い、前例や慣習、固定観念にとらわれず、廃止・削減や重点化を図る。また、団体・グループ等の育成を目的とした補助金は、立ち上げから3年間に限定する。

扶助費については、必要な人への必要な給付は充実しつつ、個人給付のあり方を見直し、給付の適正化に努める。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 補助金については、本村の重点施策、費用対効果を勘案し、旧慣にとらわれず、増額・減額・廃止を毎年度検討する。</p>	<p>減額、廃止は容易でない状況にあるが、適切に対応しなければならない。</p>	<p>厳しい財政状況下、各種補助制度の政策効果を見極め、補助金のスクラップ&amp;ビルドに取り組む必要があるが、進んでいない。</p>

## 2 住民との協働の推進

### (1) 地区（区・自治会）との協働の推進

地域の課題に対しては、行政だけではなく、地区（区、自治会）と協働で取り組むことが一層求められている。このような中、村として地区の自主性を尊重しながらハード・ソフト両面について必要な支援を行い、村・地区が一体となった協働による村づくりを推進する。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p><b>【総務課】</b> 各区において策定した「地区計画」に村として必要な支援を行うとともに、区の自主的な活動を支える交付金制度等による、積極的な協働の推進を図る。 また、地域づくりのための支援金（自らつくる地域づくり事業交付金等）を拡充するなど、住民自らの手による地域づくりへの機運をさらに高めるとともに、事業の事例を積極的に周知する。</p>	<p>ふるさとづくり交付金等により、適切な支援が行われている。 半面で、自らつくる地域づくり事業については、最近低調な状況がみられるため、地域づくりへの機運を高める取り組みを検討しなければならない。</p>	<p>ふるさとづくり交付金、中山間地域活性化交付金等により、引き続き金銭的支援を行う。 自らつくる地域づくり事業については、新たに公園の維持や地域の山間部の文化財維持のための事業に活用された。 「地区計画」の改定が完了していない地区があり、支援が必要である。</p>
<p><b>【健康福祉課】</b> 村民の健康増進のため、健康推進員と協働で取り組む。</p>	<p>健康推進員と協働し、各自治会で毎年健康学習会を開催している。全65自治会中、令和元年は50自治会、令和2年は33自治会で学習会を開催した(2年は新型コロナの影響で中止とした自治会あり)。健康推進員との協働により、毎年の学習会が定着してきている。</p>	<p>健康推進員と協働し、各自治会で毎年健康学習会を開催している。全65自治会中令和2年は33自治会、令和3年は16自治会で学習会を開催した。毎年の学習会が定着してきているが、令和2～3年は、新型コロナの影響で中止とした自治会が多くなった。</p>

<p>【総務課・環境課・産業建設課】</p> <p>景観整備を地域と協働して行う。</p>	<p>森林整備事業支援対策補助金の事業区分に小規模竹林整備を加え、自治会等による竹林の景観整備を実施している。平成30年度には16箇所、1.3haを、令和元年度は21箇所、1.9haを実施した。令和2年度には村単独で破碎機を導入。更なる整備を推進している。</p>	<p>森林整備事業支援対策補助金の事業区分に小規模竹林整備を加え、個人、自治会等による竹林の景観整備を実施している。令和元年度は21箇所、1.9haを、令和2年度は29箇所、1.7haを実施した。また、村単独で破碎機を導入し、更なる整備を推進している。</p>
<p>【全庁】</p> <p>転入者、移住者や隣組未加入世帯に対し、ごみ処理や防災対策など身近な問題と併せ、地元と協調しながら加入促進を図る。</p>	<p>転入者・移住者については、定住促進住宅助成金の交付条件に、自治会・隣組加入を必須としているため、概ね順調に加入が図られている。</p>	<p>転入者・移住者については、定住促進住宅助成金の交付条件に、自治会・隣組加入を必須としているため概ね順調に加入が図られている。しかし、下段の世帯数の多い自治会では自治会脱退者も出てきている。</p>
<p>【総務課・健康福祉課】</p> <p>消防団、日赤奉仕団の必要性の周知に努め、区・自治会の協力を得る中で団員確保を図る。</p>	<p>消防団員の確保については、新型コロナの影響も加わり苦慮している。</p> <p>区・自治会の協力体制の構築について、検討が必要である。</p>	<p>消防団員の確保については、新型コロナの影響も加わり、苦慮しているが、区・自治会に協力を依頼し、勧誘に取り組んでいる。</p>
<p>【教育委員会】</p> <p>学校と地域が連携して子どもを育てる「コミュニティスクール」「豊丘みらい塾」等の取組みを推進する。</p>	<p>地域の教育力の向上を図るために、コミュニティスクール及び豊丘みらい塾を実施しているが、すでに定着化しており、学校側としても子どもを育てていくうえで、なくてはならない重要な事業となっている。</p>	<p>新型コロナ感染症の影響のために、十分な活動が出来なかったこともあるが、定着化しており、学校側としても子どもを育てていくうえで、なくてはならない重要な事業となっている。</p>
<p>【総務課・産業建設課】</p> <p>区の財政・運営基盤を強化するため、区を認可地縁団体とするよう村として支援する。</p>	<p>生産森林組合の組織変更に合わせて支援を行い、6地区が認可地縁団体へ移行することができた。</p> <p>林里・佐原地区が未設立の状況であり、必要性を検討する。</p>	<p>現在、河野区・堀越区・田村区・伴野区・福島区・壬生沢区は認可地縁団体に移行したが、林区はできていないことから、地区としての必要性を検証し、必要な支援を実施。</p>

## (2) 多様な村民の意見の反映

各種審議会へは公募委員及び若者・女性委員の拡大を図り、また必要に応じアンケート調査等を行いサイレント・マジョリティの意見を収集するなど、村政に多様な村民の意見を反映させるよう努める。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 委員の人選においては、専門的な知識を有する方や、若者や女性委員を登用するなど、様々な分野の方を選出する。</p> <p>また、審議会等については、開催方法、開催時間、報酬等の見直しを行うなど、若者・女性が参加しやすい環境づくりを図る。</p>	<p>各部署で鋭意対応しているが、女性委員の登用に苦慮している。</p>	<p>令和3年4月に改選された農業委員12名中、4名の女性委員が誕生した。また、村の施策を住民目線で評価する「行政評価委員会」は7名中1人は女性委員とするなど、各課で審議会等に女性委員を登用するよう努めているが、まだまだ少ない状況。</p>

## 3 組織・機構、定員・給与

### (1) 庁内の情報共有・調整体制の確立

毎週定例の課長会の開催等を通じ、庁内各課・局間の情報共有、事業の横断的調整を行う体制をつくる。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 毎週月曜日の朝礼の際に、全課がその週の重要な行事、イベント情報などを全職員に伝え、かつ、デスクネットのグループウェア等の活用により職員間の情報共有を図る。</p> <p>また、課長会、課会及び職員研修等により全庁の連携を強化する。</p>	<p>概ね実施計画に基づく対応がとられている。</p>	<p>取組は定着して来ており、概ね実施計画に基づく対応が行えている。</p>
<p><b>【総務課】</b> クラウド等を用いたより効率的な情報システムの構築を進める。</p>	<p>概ね対応できているが、引き続き適切なシステムの検討を重ねる。</p>	<p>国でも自治体DX推進の取組みが始まった。国の動向をみながら、タイミングを見極め対応していく。</p>

【総務課】 公文書、公文書の電子データの保有年数等を定めた管理基準を構築する。	令和3年度中の構築を目指したい。	公文書の種別について整理を行い、構築を目指す。
--	------------------	-------------------------

## (2) 組織の見直し

行政需要の変化に的確に対応するため、必要に応じ課・係等の組織全般の見直しを行う。また、限られた人員で質の高い行政サービスを提供するため、各課・係ごとの人員数の固定化を排除し、事務事業量に応じ弾力的な人員配置を行う。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
【全庁】 役場庁舎内の課・係の配置場所については住民本位なものとするとともに、庁舎内施設の有効な活用を図るよう、検討の機会を設ける。	課長会などをベースに調整している。	課長会等の際に検討・調整を行っている。

## (3) 定員の適正化

行政需要は増大しているが、事務事業の精選やスクラップ&ビルド、効率的な事務処理に努め、職員定数の適正化を図る。また、職員採用は、将来的に業務に支障をきたさないよう、長期的視野に立ち年齢層の偏りの是正等を考慮して計画的に行う。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
【全庁】 定員管理計画の策定により、会計年度任用職員を含めた総職員数の適正化を図る。	正規職員に比べ、会計年度任用職員数の増加が顕著であるため、事務事業量を見極め柔軟に対応したい。	正規職員に比べ、会計年度任用職員の比率が増加してきているため、業務内容や事務量を見極め柔軟に対応する。

## (4) 給与の適正化

社会経済情勢等を踏まえ、給与制度や諸手当等については随時見直しを行い、適正化を図る。

# 4 人材育成・職場環境

## (1) 人材の育成・活用

平成21年10月に策定した「豊丘村職員育成基本方針」に基づき、行政の本来担うべき領域をきちんと理解した上で、時代の変化や高度化・複雑化する行政課題に適切かつ柔軟で自律的に対応できる職員の育成に努める。また、人事評価制度を職員育成の機会としても有効に活用する。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p>【総務課】</p> <p>職員の危機管理能力の向上を図るため、リスクマネジメントに係る研修の拡充及び職員の注意喚起、意識啓発を実施する。</p>	<p>引き続き、研修・啓発に努める。</p>	<p>引き続き、研修の機会等を設けて、啓発に努める。</p>
<p>【総務課】</p> <p>インターネット、磁気媒体等の取扱いについて、豊丘村情報セキュリティポリシーを徹底するとともに、定期的に職員研修を実施し個人情報漏えい対策を職員に徹底する。特に、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いにあたっては、研修等を通じた全職員の意識向上を図るとともに、厳正に対応する。</p>	<p>定期的な職員研修により、適時対応している。</p>	<p>定期的な職員研修により、適時対応している。特に、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、取扱規程が定められているため、厳正に対応する。</p>
<p>【総務課】</p> <p>年間計画に基づいた一般研修や専門研修等の充実・強化を図り、職員のレベルアップを目指す。また、職員の研修ニーズや能力・適性に合った研修内容の見直しや各研修の効果を検証し、効率的・効果的な研修の実施に努める。</p>	<p>一定程度の研修は実施できている。</p>	<p>一定程度の研修は実施できているが、新型コロナの影響により、参集型の研修から、Web等による参加型の研修も増えて来ており、内容に応じて効果的な研修方法を選択し、実施していく。</p>
<p>【総務課】</p> <p>県、他の地方公共団体等との人事交流を実施し、職員の能力の向上等を図る。</p>	<p>民間研修と県への派遣研修を状況に応じて実施している。</p> <p>R3は県庁派遣を予定するが、新型コロナの影響などで県からの派遣は困難な状況。</p>	<p>職員育成の観点から、若手・中堅職員を対象に、県や広域連合への派遣研修を今後も実施していく。</p>

<p><b>【総務課】</b> 人事評価制度の運用により、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る中で、組織目標を達成していく。</p>	<p>人事評価制度については、定着しつつあるが、制度の目的が達成されるよう、円滑な運用を引き続き調整する。</p>	<p>人事評価制度については定着しつつあるが、制度の目的が達成されるよう、円滑な運用を引き続き調整する。</p>
<p><b>【総務課】</b> 服務規律や法令順守、公務員倫理等を職員研修等により徹底する。また、村民との信頼関係構築の基礎となるホスピタリティのある接遇の向上を図るため、接遇研修を実施する。</p>	<p>研修の機会が少ない感があるが、他の研修内容と調整して、適切に開催したい。</p>	<p>接遇研修などを実施しているが、今後も他の研修内容との調整を図る中で、適切に実施していく。</p>

## (2) 働き方改革

職員のマンパワーに限界があることを認識した上で、村民にとって真に必要な事業・業務を精選して実施するとともに、これまでの仕事のやり方を大胆に見直し、必要度の低い仕事を思い切ってやめるなど事務の効率化により超過勤務の縮減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

実施計画	R2 取組状況・評価	R3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 職員のモチベーションアップを図り、自律的に職務に取り組める環境づくりを行うとともに、職員のメンタルヘルス対策及び職場でのハラスメント防止対策のため、仕事や私生活の悩み等を気楽に上司や外部相談員に相談できる体制を整備する。</p>	<p>ストレスチェックやハラスメント相談員の配置により、対策や対応をとっているが、不足する部分がないか検証が必要。</p>	<p>ストレスチェックやハラスメント相談員の配置により、対策や対応を行っているが、不足する部分がないか今後も検証していく。</p>
<p><b>【総務課】</b> 時間外勤務の縮減に向け、より実効性の高い方策を検討し、全庁的に取り組む。また、年次休暇、育児休業制度等を積極的に活用するための方策について検討する。</p>	<p>時間外勤務時間は全庁的に減少傾向にあるが、部署ごとのバラツキが大きい状況のため、引き続き改善を検討する。 休暇の取得対策もとっているが、大きく改善してい</p>	<p>時間外勤務時間は全庁的に減少傾向にあるが、部署ごとのバラツキが大きい状況のため、引き続き改善を検討する。 休暇の取得対策を再確認し、改善を図っていく。</p>

	ない。	
<b>【総務課】</b> 職員の心身の健康の保持増進のため、健康管理のサポート、外部相談員によるメンタルヘルス対策等の充実を図る。	概ね対応できている。	サポート及び相談の体制については、概ね対応できている。

### (3) A I ・ R P A の活用

近年、発達の著しいA I（人工知能）、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）を業務に積極的に活用し、職員の業務の軽減を図る。

## 5 行政サービスの向上

### (1) 電子申請等の導入

村民の利便性を考慮し、施設予約システムの導入など各種行政手続きがインターネット上で行える環境を整備する。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<b>【総務課】</b> 生活・緊急情報アプリを構築する。	R元より本格的な検討を進め、R3に構築予定。	R 3 の運用開始を目指して取り組んでいる。
<b>【税務会計課】</b> 現在行っている休日・時間外の各種証明書等の交付サービス及び月末の夜間収納日を、積極的に住民に周知する。	有線（音声放送）、広報誌で取り組み。利用者は多くないが、住民にはサービスが浸透している。コンビニ交付・収納の導入でサービス向上を図る。	有線（音声放送）、広報誌で取り組み。利用者は多くないが、住民にはサービスが浸透している。コンビニ交付・収納の導入でサービス向上を図る。
<b>【税務会計課】</b> 住民からの申請書類については書式の簡素化を図る。また、税・公共料金等の支払については、口座振替制度の推進を図るとともに、キャッシュレス決済、コンビニ納付の導入について検討する。	キャッシュレス決済については導入作業中。（R3.8完了予定） より良いシステムとなるよう、関係する係と協力。	コンビニ収納、キャッシュレス決済についてはR3.12より稼働。村の手数料負担の少ない口座振替制度の推進を継続する。

## (2) 広報・情報提供の充実

行政情報を広く村民に伝えるため、また村主催のイベント情報等を広く村内外に発信するため、CATV（番組、データ放送）、SNS、携帯メール配信、ホームページ、紙媒体（広報誌）等、発信する情報に適した媒体を選定し情報発信を行う。

実施計画	R2 取組状況・評価	R3 取組状況・評価
<p><b>【総務課】</b> ホームページ、ツイッター、Facebook、YouTube等をさらに積極的に活用し、村内のみならず村外の人々にも村の情報を発信する。 また、情報を常に最新のものにすよう、各課でホームページの掲載情報の更新を徹底する。</p>	<p>ホームページによる情報発信が主体な状況となっているが、R3からはSNSの運用方法を整理して積極的に活用したい。 ホームページの掲載情報のチェックをさらに徹底する必要もある。</p>	<p>有線の音声告知端末に替わる防災アプリの導入を進めているが、この中で防災・行政情報の様々な媒体（SNSや携帯電話メール）への一元配信システムを構築も含めて取り組んでいる。</p>
<p><b>【総務課】</b> 全職員に対して定期的に、同報無線及び緊急配信メールに関する講習を実施し、発信基準や作業手順、伝達方法について徹底する。</p>	<p>一層の徹底を図ることとしたい。</p>	<p>防災訓練等の際に訓練の一環に取り入れる等、一層の徹底を図っていく。</p>

## 6 財政健全化

### (1) 歳入の確保

自主財源の中核をなす村税等の適確な課税と徴収率の向上を図るとともに、産業振興や企業誘致、定住人口増による税収入の増加を図る。また、施設の使用料や手数料の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図る。

また、事業の実施に当たっては、特定財源確保のため、特別交付税や国・県補助金、交付税措置のある有利な起債を積極的に活用する。

実施計画	R2 取組状況・評価	R3 取組状況・評価
<p><b>【税務会計課】</b> 村税等の公平性・平等性を確保する観点から、長期滞納者には滞納処分を実施するなど厳正に対処し、徴収率の向上に努める。</p>	<p>厳正対処、徴収率向上に努め、更に滞納整理機構への委託も検討する。</p>	<p>厳正対処、徴収率向上に努め、更に滞納整理機構への委託も検討する。</p>

<p><b>【全庁】</b> 社会経済情勢の動向を見極めながら受益者負担の適正化を図る。</p>	<p>適時の適正化に努めているが、全庁を挙げて引き続き取り組む。</p>	<p>予算編成の中で検討を進める。</p>
<p><b>【総務課・産業建設課・税務会計課】</b> 企業に対する税の優遇制度を積極的にPRするなど企業誘致に努めるとともに、宅地造成等による人口増対策を実施し、税収の増加を図る。</p>	<p>一定程度の成果がみられるため、引き続き、関係課で連携をとって推進する。</p>	<p>一定程度の成果がみられるため、引き続き、関係課で連携をとって推進する。 宅地造成については、地区と連携し適地への造成を進めている。</p>
<p><b>【総務課】</b> 産業の振興及び村のPRを図るため、ふるさと納税制度の更なる展開、拡充を行う。</p>	<p>返礼品の地域農産物の対応できる量が限界にあるため、拡充を図るための方策の検討が必要。</p>	<p>総務省の示す基準に合うよう、寄附額の見直しを行った。</p>

## (2) 歳出の抑制

予算執行における「使いきり」という概念の払拭とコスト意識を徹底し、電気代、コピー・印刷代、ガソリン代、旅費、郵送料の経常経費や時間外勤務手当等の削減に向けて全庁的に取り組む。

実施計画	R2 取組状況・評価	R3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 物品、事務用機器等の購入・リースは総務課による集中管理を徹底する。郵送経費、印刷経費や紙の使用量の節減に努める。出張の人員は最小限とし、遠方への出張は他町村との相乗り、高速バスを活用するなど旅費の節減に努める。事務の効率化による超過勤務の減少を図る。</p>	<p>実施計画に基づく取り組みをしているが、更なる徹底に努める。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響でWeb会議が増加し、高速代、ガソリン使用料が減少した。 物品の購入、印刷機の使用については、節約の意識をさらに職員に徹底する。</p>

## (3) 第三セクターの経営健全化

村が出資している第三セクターについては、健全な経営が行われるよう常に留意を払う。

## 7 公共施設の管理

### (1) 「公共施設総合管理計画」「個別施設計画」による管理

村が保有する公共施設については、これら施設の長期的・計画的な管理に関する方針を定めた「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、計画的な補修による長寿命化、他用途への転換、取壊し等を行っていく。

実施計画	R 2 取組状況・評価	R 3 取組状況・評価
<p><b>【全庁】</b> 全施設の利用状況、管理のあり方について点検し、利用率の低い施設については、利用促進の周知を行うとともに施設の改善や他用途への転換を含めた改善策を講じる。</p>	<p>全庁を挙げて対応しているが、個別施設計画の内容を毎年度検証し、総合的な管理に努める。</p>	<p>個別施設計画の内容を毎年度検証し、総合的な管理に努める。</p>

## (2) 指定管理者制度の活用

公共施設の管理運営の効率化のため、施設本来の役割と機能、住民サービスへの影響等を十分考慮した上で、企業や団体等の民間が有するノウハウや機動性が期待できる業務について、指定管理者制度の導入を推進する。

## IV 実施方法

- ① 村長、副村長、教育長、課等の長で構成される「行政改革推進本部会」を設置し、取組みを進める。
- ② 各年度において、大綱に基づく今後3年間の数値目標、具体的な取組内容を定めた「実施計画」を策定する。
- ③ 「実施計画」の取組状況は、本部会で随時点検する。